

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第131号 宇治市入札参加資格等に関する要綱の一部を改正する要綱……………（契約課）…2

公 営 企 業

- 公告第30号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消し……………2

告 示

宇治市告示第131号

宇治市入札参加資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和2年9月30日

宇治市長 山本 正

宇治市入札参加資格等に関する要綱の一部を改正する要綱
宇治市入札参加資格等に関する要綱（平成14年宇治市告示第138号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同項第5号中「必要」を「必要がある」に改め、同条第4項第2号中「別記様式第25号の12」を「別記様式第25号の15」に改め、同条第7項前段中「必要」を「必要がある」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第3条第3項及び第7項前段の改正規定は、公布の日から施行する。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第30号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて
水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11の規定により、宇治市指定給水装置工事事業者の指定を取り消しましたので、公告します。

令和2年10月16日

宇治市長 山本 正

指定番号 第68号 前田ポンプ水道工業所
指定番号 第124号 株式会社洛南設備工業所